

**最高人民法院による  
知識産権法院技術調査官の訴訟活動参与に関する  
若干問題について暫定規定**

2015年1月19日発表

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京事務所知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

## 最高人民法院による知識産権法院技術調査官の訴訟活動参与に関する若干問題について暫定規定

法により知識産権法院技術調査官の訴訟活動参与を規範化するために、「中華人民共和国民事訴訟法」、「中華人民共和国行政訴訟法」、「全国人民代表大会常務委員会による北京、上海、広州における知識産権法院設立に関する決定」及び「司法体制改革試点の若干問題に関する枠組みの意見」に基づき、裁判実務と結び付け、本規定を制定した。

一、知識産権法院に技術調査官を配置する。技術調査官は司法補助員に所属する。知識産権法院に技術調査官の日常管理を行う技術調査室を設置する。

二、知識産権法院は専利、植物新品種、集積回路の回路配置、ノウハウ、コンピュータソフトウェアなどに係る技術専門性が高い民事、行政案件を審理するに当たって、技術調査官を指定して訴訟活動に参加させることができる。

三、裁判官は案件審理の需要に応じて書面をもって、技術調査官を指定して訴訟活動に参加させるよう技術調査室に通知することができる。

技術調査官が訴訟活動に参加する場合、裁判文書冒頭の「案件の出処」という部分にその身分と姓名を明記しなければならない。

四、知識産権法院は技術調査官を訴訟活動に参加させると決定した後、3日以内に当事者に告知しなければならない。

五、当事者は技術調査官の忌避を申し立てる権利がある。技術調査官の忌避については、民事訴訟法、行政訴訟法などの裁判人員忌避に関する規定を参照、適用する。

六、技術調査官は裁判官の要求に基づき、案件に関連する技術問題について下記の職責を履行する。

- (一) 訴訟文書と証拠資料を閲覧することにより、技術事実の争点を明確にする。
- (二) 技術事実の調査範囲、順序、方法について建議を提出する。
- (三) 調査・証拠収集、実地調査、保全に参加し、その方法、手順などについて建議を提出する。
- (四) ヒアリング、傍聴、裁判活動に参加する。
- (五) 技術審査意見を提出し、合議体の評議に列席する。
- (六) 必要な場合には裁判官に協力し、鑑定人、関連技術分野の専門家を召集して鑑定意見、諮問意見を提出させる。
- (七) 裁判官が指示したその他の関連任務を全うする。

七、技術調査官はヒアリング、傍聴、裁判活動に参加する場合、裁判官の許可を得て、案件関連技術問題をめぐって当事者、訴訟代理人、証人、鑑定人、実地調査人、専門知識者に質問することができる。

技術調査官の席は裁判官補佐の左側、書記官の席は裁判官補佐の右側に設置する。

八、技術調査官は案件評議に列席する場合、案件関連技術問題について意見を提出し、裁判官からの技術問題に関する質問を回答しなければならない。

技術調査官は案件の裁判結果について表決権を有しない。

技術調査官が提出した意見を評議調書に記載し、技術調査官は署名しなければならない。

九、技術調査官が提出した技術審査意見は、裁判官が技術事実を認定する時の参考とすることができる。

十、その他の人民法院は本規定第二条に掲げた案件を審理するに当たって、本規定を参照、適用することができる。

出所：

2015年1月19日付け中国知識産権司法保護ネットを基にJETRO北京事務所で日本語仮訳を作成

<http://www.chinaiprlaw.cn/index.php?id=504>

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保障するものではないことを予めご了承下さい。